

Title	在奉天総領事代理 矢田七太郎：在奉天総領事の見た満州問題
Sub Title	Yada Shichitaro, Japanese acting consul-general at Mukden : the Japanese consul-general's view over the Manchurian issues, 1915-16
Author	井上, 勇一(Inoue, Yuichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.12 (2012. 12) ,p.45- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121228-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

在奉天総領事代理 矢田七太郎

——在奉天総領事の見た満州問題——

井 上 勇 一

- 一、問題の所在
- 二、満州統治問題
 - (一) 在奉天総領事館の館内体制
 - (二) 関東都督府との対立
- 三、満州政況問題 (第二次滿蒙獨立運動)
- 四、満州懸案問題の処理 (鄭家屯事件)
- 五、むすび

一、問題の所在

明治四五年一月一日に孫文が中華民国臨時大總統に就任した後、袁世凱國務總理は、英國の斡旋する官革兩派の講和を受け入れ、宣統帝の退位に應じる一方、同年二月一五日、孫文に代わって自らが臨時大總統に就任した。続いて翌大正二年七月一二日、揚子江流域に反袁派による第二革命が起こると、袁世凱は、九月一日には南京を

占領してこれを鎮圧し、一〇月一〇日には大總統に就任した。その後、大正四年一月一八日、日本からいわゆる「対華二一カ条要求」を受けると、それを契機に独裁体制の強化を志向し、帝政の復活を希求するようになった袁世凱は、同年一二月一二日、自らが皇帝に即位する帝政への移行を明らかにした。このため同二五日には、これに反対する第三革命が雲南省に始まるなど、辛亥革命勃発後の中国の政情は混迷を深めていた。

また満州においても、明治四五年二月二日、清王朝の復辟を断念した肅親王善耆が、北京から旅順に脱出し、大島義昌関東都督の庇護を受けて満蒙独立運動を開始したが、落合謙太郎在奉天総領事の内報により、第二次西園寺内閣内田康哉外相は、同年三月、一部陸軍将校と結託した川島浪速などによる満蒙独立運動支援の動きを封じたため、満蒙独立派の活動は下火となり、いわゆる第一次満蒙独立運動は失敗に終わった。しかしながら、陸軍参謀本部には、川島浪速など大陸浪人などを巻き込み、武器供与などを通じて満蒙独立派への支援を密かに続ける動きもあり、満州の政情もまた混乱が続いていた。

ところで、中国における辛亥革命の勃発とその後の混乱は、日本にとって未解決の諸懸案を解決する好機と捉えられた。特に満鉄の経営を強化するためには、満鉄培養線の建設と租借期限の延長は不可欠であり、大正二年一〇月五日、孫寶琦外交総長と山座円次郎駐華公使との間で、いわゆる「満蒙五鉄道に関する交換公文」が取り交わされ、日本が四洮鉄道（四平街・鄭家屯・洮南間）などの敷設権を獲得したのに続いて、大正四年五月二五日、「対華二一カ条要求」に基づいて南満州および東部内蒙古に関する条約が成立し、満鉄本線および安奉鉄道の租借期限は九九年間に延長された。

大正四年九月一〇日、このような政情不安の時期ではあったが、大隈重信首相兼外相は、落合が奉天に着任して以来三年半を経過したことから、⁽¹⁾落合を在伊国大使館参事官に異動することとした。しかし、後任の総領事を発令することができず、他方、前年一〇月一七日に井原真澄領事が離任して以来、在奉天総領事館の次席は空席

となっていたため、同一六日、本省政務局第一課矢田七太郎外務書記官を領事に任じ、在奉天総領事館在勤を命じるとともに、総領事代理⁽²⁾として、落合離任後の館務を掌理させることとした。その時、矢田は三七歳であった。制度的には、公館長が離任し、任地から不在になる場合には次席が、また次席も不在である場合には館内序列第三位者が館長代理を務めることになる。在奉天総領事館では、落合が総領事の時代に次席には領事を起用する体制が確立されており、次席が空席のまま落合が離任することになれば、館内序列第三位者は入省三年目の東郷茂徳領事官補であっただけに、落合の離任前に館長代理が務められる領事を派遣することは不可欠であった⁽³⁾。

矢田は明治一二年一二月四日に静岡県田方郡に生まれ、明治三九年七月、東京帝国大学法科大学政治科を卒業後、翌四〇年九月の第一六回外交官領事官試験に合格した。外務省入省後、矢田は、明治四一年五月から領事官補として在漢口領事館、続いて翌四二年六月から在天津総領事館、次いで明治四三年一月からは外交官補として在清国公使館に在勤した。その後、明治四五年五月に北京より帰朝した矢田は、同年（大正元年）一二月二六日には在伊国大使館三等書記官に任じられたものの、翌年一月三〇日には滞京命令を受けてローマに赴任することなく、六月二五日には伊国在勤を免じられ、身分は大使館三等書記官のまま特命により政務局第一課勤務を命じられた。

政務局第一課は、中国などアジア地域各国との二国間における政務案件を所掌⁽⁴⁾しており、入省以来の五年あまりを中国各地で在勤した経験とあわせて、矢田は、当時においてはそれなりに中国事情に精通し、満州における日本の課題や在奉天総領事館の抱える問題などについて十分に把握していたと思われる。政務局長は、落合の前任総領事の小池張造であったから、小池は、後任総領事を直ちに派遣することができない状況の中で、後任総領事が着任するまでの間、館長代理を務められる人物として、政務局の配下から矢田を抜擢したといえる⁽⁵⁾。

矢田は発令後直ちに赴任し、九月二三日、奉天に着任した⁽⁶⁾。落合は矢田に事務引継ぎを行った後、二七日に離

任し、その後、矢田は総領事代理として、在奉天総領事館の館務を統括する。矢田は、格の上では総領事ではなく領事であったが、実質的には、館長として在奉天総領事館に在勤することになった。⁽⁷⁾

このように中国の政情が混迷を深める中で、日本は満鉄の利権拡充など満州における権益の維持強化に努めなければならなかったが、そのような時期に、矢田は一年三カ月にわたって在奉天総領事代理を務めることになる。本稿では、矢田の在奉天総領事代理時代に、矢田が、すなわち在奉天総領事館が、満州問題について、何を考え、何を本省に伝えようとしたのかを明らかにすることによって、辛亥革命末期における日本の満州政策について、在奉天総領事の側から考察しようとするものである。

(1) 落合の後任総領事には小畑西吉前在天津総領事が内定し、大正三年中にも発令されることになっていたといわれているが、同年五月二三日に在華公使館水野幸吉参事官、また続いて五日後の二八日には山座円次郎駐華公使が、北京にて急逝したため、加藤高明外相は、急遽、待命中の小畑を在華公使館一等書記官に任じ、小畑は、六月四日に北京に着任し、日置益公使がチリから北京に着任する八月二〇日まで臨時代理公使を務めた。

(2) 明治四二年一〇月の外務省訓令「総領事ノ代理ニ関スル制」によれば、総領事が不在になる際に、領事、副領事および領事官補が館長代理を務める場合には「総領事代理 (Acting Consul-General)」、また外務書記生、通訳生が館長代理を務める場合には「総領事館事務代理 (in Charge of Consulate-General)」と称するようになった。

(3) 当時の領事館における職階としては、総領事の下に領事、副領事、領事官補、書記生、通訳生といった官職があり、外交官領事官試験合格者は領事館では領事官補から任官し、副領事、領事と昇進したのに対して、書記生試験合格者等は通訳生ないし書記生から任官し、領事官補とはならず副領事、領事へと昇進した。また領事官補は、書記生や通訳生より勤務年数は短くても、館内序列においては上席とされていた。

(4) 拙稿「外務省地域局の成立に関する一考察」(慶應義塾大学法学研究会編「法学研究」(池井優教授退職記念論文集)第七三巻第一号、平成二二年一月)。当時の政務局の所掌事務は、第一課は中国などアジア諸国との二国間の政務関係とされており、二国間の経済関係は通商局が所掌し、政務局第一課が所掌する中国ほかアジア諸国との経済関

係は、通商局第一課が主管していた（拙稿「外務省経済局の成立に関する一考察」（慶應義塾大学法学研究会編『法學研究』第七六卷第一号、平成一五年一月一））。

(5) 矢田が清国より帰朝した時の政務局第一課長は出淵勝次、また翌三年八月六日には第一課長は出淵から小村欣一に交代した（因みに、小村は小村寿太郎元外相の長男、明治四〇年七月に東京帝国大学法科大学卒業、大学の卒業年次では矢田より一年下になるが、矢田とは同年九月の第一九回外交官領事官試験同期合格の関係にある。一般的には外交官領事官試験同期の指揮下に入るような人事はあり得ないが、外交官補として英国に勤務しただけの小村を支援するために、特にこのような人事が行われたものと思われる）。

(6) 矢田が奉天に着任した時の外相は大隈首相の兼任。大隈首相は、大正四年八月一〇日に二個師団増設問題をめぐって加藤高明が外相を辞任したため、石井菊次郎駐仏大使が帰国して外相に就任する一〇月一三日まで、外相を兼任した。その後、翌大正五年一〇月九日、寺内正毅内閣が成立し、本野一郎駐露大使が帰国して外相に就任する一月二日までは、寺内首相が外相を兼任した。また外務次官は松井慶四郎、政務局長は落合の前任総領事であった小池張造、通商局長は坂田重次郎であったが、大正四年一〇月二九日、駐米大使に転出する松井に代わって幣原喜重郎駐蘭公使が外務次官となり、翌五年一〇月二三日には、駐スペイン公使に転出する坂田に代わって中村魏在オタワ総領事が通商局長に、また同一一月三〇日には、在英大使館参事官に転出（実際には、病のため英国に赴任することなく退職）する小池張造に代わって小畑西吉在華公使館一等書記官が政務局長に起用された。なお、駐華公使は、大正五年七月一六日に日置益が離任し、八月一四日に林権助が二度目の北京駐在公使として着任するまで、小畑西吉一等書記官が臨時代理公使を務めた（因みに、林権助は、明治三九年七月一四日から同四一年五月一五日まで駐清公使を務めた後、駐伊大使を歴任しており、身分は特命全權大使のまま駐華公使となった）。

(7) 矢田が奉天在勤の間、満州駐在の総領事のうち在哈爾濱総領事は、大正三年一月七日から佐藤尚武領事が、また在間島総領事は、大正三年八月一五日から鈴木要太郎領事が、それぞれ総領事代理を務めていた。また主なる在満領事としては、在安東領事は、大正五年一月一四日に、在奉天総領事館にて萩原、加藤総領事の下で領事官補として在勤し、後に第七代在奉天総領事となる吉田茂が離任し、田村幸策領事官補が領事代理となった。在鉄嶺領事は、酒匂秀一領事官補が領事代理を務めていたが、酒匂は、大正五年一月二六日に副領事に昇格した。在長春領事は山内

四郎、また在吉林領事は、大正五年二月二日、森田寛蔵から落合総領事時代に在奉天総領事館の次席を務めた天野恭太郎に交代した。在齊々哈爾濱領事は、大正五年二月一七日まで、在奉天総領事館で赤塚正助総領事の下で次席を務める吉原大蔵書記生が務めた。

なお、矢田が奉天在勤の間、関東都督は中村寛陸軍中將、また滿鉄総裁は中村雄次郎陸軍中將であった。

二、滿州統治問題

(一) 在奉天総領事館の館内体制

在奉天総領事館に配置の領事官補は、落合総領事時代に二名体制となり、矢田が着任した時も、東郷茂徳と朝岡健の領事官補二名が在勤していた。大正五年六月に東郷が離任した後には栗原正領事官補が着任し、在奉天総領事館における領事官補二名の体制は、矢田が総領事代理を務めている間も続いていた。⁽¹⁾ また書記生については、矢田が着任した時には国原喜一、浅山竜二の二名が在勤していたが、大正四年に国原書記生が佐藤由己書記生に交代したほか、大正五年には、坂東末三、林出賢次郎および清野長太郎の三名の通訳生のうち、林出、坂東両通訳生が書記生に昇進し、書記生は合計四名となった。また大正五年に清野通訳生が荒基通訳生に交代した。書記生および通訳生の数が常時合わせて五名というのは、落合総領事時代と異なるところはなかった。

一方、大正四年七月二六日、加藤外相は、同年五月二五日に南滿州および東部内蒙古に関する条約が成立したことを受けて、その後の南滿州において新設すべき領事館について、在滿各領事より所見の提出を求め、翌五年三月一六日、石井菊次郎外相は、それを踏まえて鄭家屯、海龍、掬鹿、農安および赤峰に領事館を開設することとした。特に、在滿領事の大半が鄭家屯に領事館の新設を提言したことは、滿州現地には、鄭家屯における領事

館の開設は急務との共通認識があったことを示している。しかし、在満領事館に限らず在華領事館の新設については、もとより中国政府の承認は不可欠であり、また国際的慣例にしたがえば、中国はかかる要求は承認すべきものと考えられていたが、中国としては、外国人への開放を認めていない地域に外国領事館の開設を認めることは、同地域の開放を意味することにも繋がりがかねないことから、日本の要求には応じなかつた。³⁾

落合総領事時代の 大正三年八月一七日、鄭家屯近郊を行軍中の陸軍部隊に対して、中国警官等による銃撃事件が発生し、治安維持のために陸軍部隊が鄭家屯に進駐した。同地に在住する邦人保護のためには、領事館警察官の常駐が必要という落合総領事の意見具申もあり、また領事館の開設について中国の承認が得られなかつたため、石井外相は、領事館ではなく、領事館分館を開設することとし、大正五年七月四日、離任間際の日置公使に、鄭家屯ほか掏鹿、海龍、農安、通化に領事館分館を開設することについて、改めて中国の承認を求めよう命じた。中国は、同一五日、未開放地に在外公館を必要とする理由は認められなかつたとしても、領事館分館の開設には応じたため、石井外相は、一〇月二五日、鄭家屯の管轄を在鉄嶺領事館から在奉天総領事館に移し、矢田の下で、在奉天総領事館鄭家屯分館を開設、分館主任として岩村成允副領事を任じた。⁴⁾

また在奉天総領事館管轄区域外では、鄭家屯分館の開設に先立って、大正五年九月一三日には在長春領事館農安分館が、さらに一〇月二二日には在鉄嶺領事館海龍分館が、続いて同一八日には同掏鹿分館が開設された。⁵⁾ 南満州では、日本はすでに満鉄沿線の安東、遼陽、奉天、鉄嶺、長春に領事館を開設していたが、これらの分館所在地は、満鉄本線に近い農安を除いて、いずれも満鉄沿線から遠く奥地に入ったところにあり、分館の開設は、中国が外国人への開放に同意していないとする地域にも、多くの日本人が進出していた様子を示していた。

大正二年一〇月五日、孫寶琦外交総長と山座円次郎駐華公使との間で取り決められた滿蒙五鉄道は、これらの分館所在地を満鉄本線に結ぶものであり、その中でも四洮鉄道（四平街・鄭家屯・洮南間）には、大正四年一二月

二七日に横浜正金銀行から借款が供与され、他の四鉄道に先駆けて建設されることになったため、遼西地方の農産物集積地でもあった鄭家屯は、日本人の新たな進出先として注目されるようになった。このため鄭家屯には、新たな起業機会を求めて進出する邦人の数も増え、その邦人の保護は在奉天総領事館の新たな責務となり、矢田としても、分館が開設されたとはいえ、在奉天総領事館の管轄区域であることには変わりなく、鄭家屯における情勢には、在留邦人の保護という観点からも強い関心を持たざるをえなくなった。

(1) 在奉天総領事館には、第一五回外交官領事官試験合格の吉田茂以来、第一六回と第二三回の外交官領事官試験合格者を除いて、第二四回合格の栗原まで、毎年合格者のいずれかが初任地として配置されていた。

(2) 拙稿「在奉天総領事 萩原守一——在奉天総領事の見た満州問題——」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第八三巻第五号、平成二二年五月)。

大正四年七月二六日加藤外相発在奉天落合総領事ほか宛公信機密合送第九九号および第一〇〇号。同八月二七日在奉天落合総領事発加藤外相宛公信機密第二七二号(以上、外務省外交史料館所蔵外務省記録(以下「外史」と略す)6・1・2・6)。

(3) 大正四年二月一三日石井外相発在華小畑代理公使宛公信機密送第二四三号。同五年三月一六日石井外相発在華日置公使宛公信機密送第五一号。同七月八日在華日置公使発石井外相宛公信第六五二号(以上、「外史」6・1・2・72)。

(4) 拙稿「在奉天総領事 落合謙太郎——在奉天総領事の見た満州問題——」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第八五巻第五号、平成二四年五月)。

大正五年七月四日石井外相発日置在華公使宛公信機密合送第一〇七号。同一日在華日置公使発石井外相宛電報第六六七号(以上、「外史」6・1・2・6)。

なお、鄭家屯(遼源県)は、地理的には鉄嶺に近いものの、政治的、経済的には奉天との結びつきが強いことから、大正五年八月二六日、岩村在鉄嶺副領事は石井外相に対して、在鉄嶺領事館より在奉天総領事が管轄する方が妥当と

する意見を具申したため、鄭家屯に領事館分館を開設する機会に、康平県、法庫県などともに管轄は在鉄嶺領事館から在奉天総領事館に移管された（以上、「外史」6・1・2・32）。

(5) 大正六年二月二十七日、在奉天総領事館管轄区域内赤峰にも領事館が開設され、満州南西部地方熱河省は、在奉天総領事館から同領事館の管轄区域となった。また、明治四十二年一月二日に在問島総領事館が開設された後、満州事変が勃発するまでに、在奉天総領事館管轄区域外の満州においては、大正十一年六月一七日に在齊々哈爾領事館管轄区域の満州里に領事館が開設されている。

(6) 滿蒙五鉄道には、四洮鉄道以外に、長春・洮南間、洮南・熱河（赤峰）間、開原・海龍（掏鹿經由）間、吉林・海龍間の四鉄道が含まれていたが、これら四鉄道が日本の借款により建設されることはなかった。

(二) 関東都督府との対立

明治四十一年一月の関東都督府官制の改革により、南満州各領事館の館長は関東都督府事務官に兼任されることになり、矢田も、奉天着任後の大正四年一月二三日に関東都督府事務官に兼任された。関東都督には、関東州の施政権とともに、満鉄付属地における警察権が付与され、南満州の警察権は、満鉄付属地は都督府警察に、また満鉄付属地外は管轄地域の領事館警察に与えられた。同改革によって、関東都督には、警察権に限って、関東都督府事務官に兼任された南満州駐在領事に対する指揮命令権が与えられ、南満州駐在領事は関東都督府事務官として都督の命を受け、都督府警察官を指揮して満鉄付属地の治安維持にあたり、領事館警察の執行責任者として、領事館警察官に兼任された都督府警察官を指揮し、満鉄付属地外の管轄地域の治安維持にもあたることになった。⁽¹⁾

大正五年八月一日、関東都督府の支援を受けた蒙古民兵組織（巴布札布軍三千名）が、満鉄本線四平街と公主嶺の間に位置する郭家店に進駐した。その前日一三日には、後述するように、鄭家屯に駐屯する陸軍部隊と奉

天軍が衝突する鄭家屯事件が発生しており、二〇日からは奉天軍との間で小競り合いも始まっていたため、鄭家屯に続いて、再び日中両軍が衝突することを警戒した中村覚都督は、九月一日、都督府事務官でもある矢田に對して、奉天軍が蒙古民兵組織との衝突を避けるよう張作霖に要求することを命じた。しかし矢田は、張作霖が衝突を避けようとしないのであれば、日本軍は自由な行動をとるとする中村都督の指示は、張にとつては脅しとも受けとれ、このような指示は警察権の範囲を越えて外交問題にもかかわりかねないとの疑問を感じたため、石井外相に對して中村都督の指示について報告した。⁽²⁾

石井外相としては、領事による職権の行使には国際法に基づく正当性が認められるのに對して、関東都督の満州における職権の行使には国際法上の根拠はなく、したがって、関東都督による外交問題への介入は、中国に對して、日本が満州の領有に野心があるかのように誤解させかねないとして、同九日、中村都督に對して、外交に重大な結果を招きかねない事項については、外相の指示を求めるとともに、外交問題に関する関東都督の在満領事に対する指示は国際法的に疑義があると注意を喚起した。⁽³⁾ 関東都督府事務官でもある矢田としては、上司となる中村都督に對して異論を述べることは憚られたため、中村都督の指示に對する疑問を率直に石井外相に訴えることによつて、自らの所信を、石井外相の所信として引き出そうとしたといえる。

このように、在奉天総領事と関東都督との間では、外交問題への関与をめぐる対立が続いていた。在奉天総領事は、関東都督府事務官に兼任され、関東都督の配下に加えられても、外相指揮下の総領事であることには変わりなく、したがって、関東都督としては、在奉天総領事をその意のままに動かせるわけではなかった。中村都督は、自らが満州における統治の実権を掌握することを求め、前年の大正四年五月二五日、「對華二一カ条要求」に基づく南満州および東部内蒙古に関する条約が調印された日、岡市之助陸相に對して満州統治機構の一元化を提議していた。同都督としては、関東都督府とその配下の陸軍師團司令部を、旅順から奉天に移すとともに、関

東州および満鉄付属地における行政、外交、司法、警察にかかわる全ての権限を関東都督の下に集約する満州統治を構想していたから、石井外相からの注意喚起に強い不満を感じたことは間違いないであろう。

このため中村都督は、大正五年一月四日、寺内正毅首相兼外相に「都督府官制改正に関する意見」を提出し、南満州のみならず、北満州駐在領事をも関東都督府事務官に兼任することを求め、あわせて都督府警察官を北満州各領事館にも領事館警察官として配置することを要求した⁽⁵⁾。このことは、明治四一年の関東都督府官制の改正において、都督府警察官が南満州の各領事館警察官に兼任されたことにより、実質的に、都督府警察官が、満鉄付属地に限らず、満鉄付属地外においても行動することができるようになったように、都督府警察官が北満州各領事館警察官に兼任されれば、北満州においても活動することができるようになり、各管轄領事の指揮監督を受けるとはいえ、結果として、都督府警察官が満州全域において行動することが可能になることを意味していた。

関東都督の下に行政、外交、司法、警察にかかわる全ての権限を集中した満州統治機構の一元化や、北満州駐在領事をも関東都督府事務官に兼任し、あわせて都督府警察官を北満州各領事館の領事館警察官として配置するといった中村都督の構想には、自らの権限を関東州から南満州に、さらに北満州に拡大しようとする陸軍の野心を垣間見ることができる。こうした陸軍の意図の背景には、明治四一年に小池張造が在奉天総領事に就任して以来の在奉天総領事と関東都督との対立⁽⁶⁾がうかがわれる。在奉天総領事館の館長代理とはいえ、年次としては小池や落合よりはるかに若い矢田にとって、外交問題への関東都督の介入を防ぐことがいかに難しかったかは、中村都督の指示に対する不満を、石井外相に訴えることによって解決しようとしたところにもみることができる。このような矢田と中村都督との間の軋轢は、矢田の年次が、前任の落合や小池よりも低かっただけにより顕著となり、在奉天総領事をはじめ南満州駐在の各領事を都督府事務官に兼任していることの弊害が明らかになった。

- (1) 拙稿「在奉天総領事 加藤本四郎——在奉天総領事の見た満州問題——」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第八四卷第一〇号、平成二三年一〇月)。
- (2) 本稿三、注(9)参照。大正五年九月一日矢田在奉天総領事代理発石井外相宛電報第三八三号〔外史〕1・5・3・20)。
- (3) 大正五年九月九日石井外相発中村関東都督宛公信機密送第一四七号。同一〇月四日石井外相発在奉天矢田総領事代理宛公信歐機密第三一号(以上、「外史」1・5・3・20)。
- (4) 大正四年五月二五日「中村覚関東都督意見書」〔外史〕1・7・10・25)。
- (5) 大正五年一月四日中村関東都督の寺内外相に提出の意見書〔外史〕1・9・6・55)。
- なお、ここでいう北満州各領事館というのは、具体的には、在間島総領事館、在哈爾濱總領事館、在吉林領事館、在齊々哈爾領事館の四領事館をいう。
- (6) 拙稿「在奉天総領事 小池張造——在奉天総領事の見た満州問題——」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第八四卷第三号、平成二三年三月)。

三、満州政況問題(第二次満蒙独立運動)

辛亥革命勃発後、宣統帝の退位に反対し、清朝王家愛新覺羅良弼、溥偉などが中心になって清王朝の継続をはかろうとする宗社党が結成されたが、明治四五年一月二六日、良弼が革命派による襲撃を受けた際の傷が原因で死亡し、加えて二月一二日に宣統帝が退位を宣言したため、宗社党は勢いを失った。しかし、三月一〇日に袁世凱が臨時大總統に就任してからは、宗社党は袁世凱打倒を標榜するとともに、辛亥革命によって崩壊した清王朝の復辟を満州に求め、陸軍や川島浪速等のいわゆる大陸浪人から密かに支援を受けて活動を続けていた。¹⁾

袁世凱は、大總統に就任した後、帝政に移行する機会をうかがっていたが、列強諸国の反対を受けたため、大

正四年一月一日、一旦は列国に対して帝政への移行延期を通告したものの、一二月一日に中国参政院の推戴を受けたことから、翌五年一月一日を期して帝位につくとともに、元号を洪憲と改めた。しかし、中国国内の反帝政運動は雲南省昆明に第三革命を誘発し、反帝政運動は中国全土に広がっていった。加えて、日本だけでなく、英・仏・露三国も帝政への移行に反対の意思を示したため、袁世凱は帝政樹立の宣言すらできなくなった。三月七日、大隈内閣は袁世凱排除の方針を明らかにし、大陸浪人等による反袁活動についても黙認することを決定したため、三月二二日、袁世凱は改元を取り消し、帝政への移行を断念せざるをえなくなった。

大正五年三月一七日、矢田は、川島や陸軍予備役将校等と密接な関係にあるとみられる大陸浪人が、宗社党を使って武装蜂起を計画していることを察知し、その取締りの急務について石井外相に進言するとともに、同外相からも嚴重な取締りの指示を受けた。⁽²⁾このような大陸浪人が関与する暴動は、単に満州内での武装蜂起にかかわるものだけでなく、中には北京をも攻撃する大掛かりな計画も仄聞された。しかし、その多くは風評の域をでるものではなく、在奉天総領事館においても、実際にかかる武装蜂起が起こるとみていたわけではなかったが、このような騒乱煽動首謀者に対して嚴重な取締りを実行することは、風評を抑える上でも不可欠であった。⁽³⁾

このような不穏な動きがある中で、張作霖としては、日本があくまで袁世凱の皇帝即位に反対し、他方で滿蒙の独立を推進するとすれば、自らが東三省（満州）の独立を主導しなければならなくなることも予想していた。石井外相にはもとより滿蒙独立問題に干渉する気持ちは全くなかったものの、張作霖の動向はその後の満州の安定にとって重大な影響を及ぼすと認識していただけに、同外相の指示を受けた矢田は、現状では、張としても日本に歩調を合わせる以外に道のないことを納得させようとしていた。⁽⁴⁾一方、あくまで皇帝即位を模索する袁世凱は、張が東三省の独立を主導することを警戒し、東三省の独立を封じるため、四月末、逆に張作霖を奉天將軍（かつての都督）代理に任命することにより張の離反を抑え、張が東三省の独立を主導することがないよう画策し

ていた。このため張作霖は、宗社党がめざす宣統帝の復辟を支持する可能性も示しつつ、自らが東三省の独立を主導することへの日本の対応を見極めようとしていた。⁽⁵⁾

このように張作霖の動静に注目が集まっていた五月二十九日、張暗殺未遂事件が発生した。川島等を支援して滿蒙の独立を達成しようとする大陸浪人の中には、參謀本部には張作霖による東三省独立を支援している一派もいるため、張が排除されないかぎり、參謀本部内は川島等による滿蒙独立運動を支持する方向が固まらないと考えられる者もいた。事件は日本の大陸浪人が実行したとの疑いは少なくなき、張作霖は内々に犯人を特定したとも述べており、また矢田にも、暗殺計画は日本の大陸浪人により実行されたという情報は伝えられていた。矢田としては、犯人が自爆し、表向き特定されなかったことから、張作霖が犯人についてどこまで証拠を握っているかといった懸念はあったものの、暗殺事件に日本は無関係との態度に終始したが、他方、張が要求する治安を乱す大陸浪人に対する取締りの強化には応じざるを得なくなった。⁽⁶⁾

六月六日、皇帝就任の夢を果たせなかった袁世凱大總統が失意のうちに急逝した後、黎元洪副大總統が大總統に昇格したが、北洋軍閥において袁の後継を自認する段祺瑞國務總理との対立が顕在化し、北京の政治的混乱が収まることはなかった。一方、滿州においても、大陸浪人の支援を受けた宗社党の殘党による武装蜂起の噂は絶えず、七月八日には、黎元洪新大總統から日置公使に対しても、滿州における大陸浪人の取締りが強く求められ、矢田は大陸浪人の取締りに苦慮していた。⁽⁷⁾ 大陸浪人の取締りは、単に治安維持といった問題ではなく、日中間における外交問題となり、その取締りの強化は避けられなくなっていた。

矢田としては、大陸浪人による謀略活動は、領事館警察の執行責任者として取り締まらなければならない責務を負っていたが、他方、大陸浪人の中には、參謀本部や関東都督府の支援を受けて活動している者もあり、その取締りにあたっては、都督府事務官として、関東都督の命にしたがわなければならなかった。このため、矢田と

しては、大陸浪人の取締りが外交問題になっているにもかかわらず、取り締まるうにも取り締まれないといった矛盾の中におかれていた。在満領事が都督府事務官を兼任することによって、南満州の警察機能は関東都督の下に一元化されたものの、関東都督が、外交問題にかかわる事項についても、在満領事に対する指揮権を行使しようとするかぎり、関東都督による外交問題への介入を抑えることは難しく、南満州の領事が都督府事務官に兼任されている制度そのものに問題のあることが浮き彫りにされた。

七月三十一日には長春において大規模な満蒙独立派による武装蜂起が予定されたため、これによって満州が混乱することを恐れた石井外相は、在長春山内領事に取締りの強化を指示し、反袁運動として黙認してきた大陸浪人の活動についても、治安を乱す者については厳しく取り締まることを明らかにした。⁽⁸⁾ このため、参謀本部内においても、大陸浪人を介して川島等を支援することは困難になり、参謀本部としても、第一次満蒙独立運動の残党グループを支援して満蒙を独立させることは断念せざるを得なくなった。このようにして八月末には、参謀本部の後ろ盾を失った宗社党は解散を余儀なくされ、第二次満蒙独立運動も失敗に帰すことになった。⁽⁹⁾

(1) 栗原健『対満蒙政策史の一面』(原書房、昭和四一年、一三九頁)。

(2) 大正五年三月一七日在奉天矢田総領事代理発石井外相宛電報第五九号。同一八日石井外相発在奉天矢田総領事代理宛電報第三四号、第四九号(以上、外務省編『日本外交文書』大正五年第二冊八五三文書(以下、『外文』大正五
一、八五三のように略す) および八五四)。

(3) 大正五年四月二日、同五日在奉天矢田総領事代理発石井外相宛電報第七八号および第八四号。同六日石井外相発在奉天矢田総領事代理宛電報第四九号(以上、『外文』大正五一一、八五九、八六〇および八六一)。

(4) 大正五年四月八日、一三日、一五日、一六日在奉天矢田総領事代理発石井外相宛電報第九〇号、第一〇五号、第一一一号および第一一四号。同九日、一七日石井外相発在奉天矢田総領事代理宛電報第四六号および第四九号(以上、

『外文』大正五―二、八六六、八六七、八七〇、八七二、八七三および八七四)。

(5) 大正五年四月二二日、二三日在奉天矢田総領事代理宛石井外相宛電報第一四四号、第一四七号。同二二日石井外相宛在奉天矢田総領事代理宛電報第五三三号(以上、『外文』大正五―一、八七九、八八〇および八八三)。

(6) 大正五年五月二九日、三〇日在奉天矢田総領事代理宛石井外相宛電報第二一八号、第二二〇号および第二二二号。同三二日石井外相宛在奉天矢田総領事代理宛電報第七一七号(以上、『外文』大正五―二、八九〇、八九一、八九三および八九四)。

(7) 大正五年七月九日在華日置公使宛石井外相宛電報第六五三三号(『外文』大正五―一、九一〇)。

(8) 大正五年七月三一日在長春山内領事宛石井外相宛電報第六九号(『外文』大正五―二、九一七)。

(9) 大正五年八月二一日西川関東都督府参謀長發田中参謀本部次長宛電報(極秘)(『外文』大正五―二、九三七)。

なお、巴布札布軍の郭家店進駐の目的は、宗社党と呼応した武装蜂起のためであったが、参謀本部の支持を失った宗社党が八月二五日に解散することになったため、巴布札布軍も撤退を余儀なくされた。他方、巴布札布軍は、同二〇日から奉天軍との間で小競り合いを繰り返しており、関東都督府は、巴布札布軍を撤退させるために、奉天軍との間に停戦合意を斡旋しなればならなかった。

四、満州懸案問題の処理(鄭家屯事件)

大正五年八月一三日、在奉天総領事館鄭家屯分館の開館に先立って、鄭家屯市内路上において、同市在住邦人売薬商吉本喜代吉と中国軍兵士とが接触したことから口論となり、中国兵に殴打された吉本が、同市駐在の在鉄嶺領事館警察官河瀬松太郎巡査にこれを訴え出た。これが事件の発端であり、その原因は極めて些細なことであつた。しかし、同巡査が、同市内中国軍第二八師団司令部に出向き、同師団司令官に面会を求めたものの、同司令官が面会にも応じなかつたことから、同市に駐屯の日本軍守備隊松尾彦治中尉にこれを通報し、これを受け

た同中尉が、日本兵を引き連れて中国軍師団司令部に押しかけたため、両軍が衝突するところまで事態は発展した。その結果、日本側は吉本および河瀬巡查のほか兵士一六名が死亡、五名が重傷を負う一方、中国軍は死者四名、重傷者一名を出すにいたった。これが鄭家屯事件の概要である。

事件発生の一報は、矢田から石井外相に伝えられた。事件発生翌日、八月一日、矢田は、張作霖から事件発生について遺憾の意が伝えられ、事件はすでに鎮静化しているため、日本が現地に陸軍部隊を増派しないよう申し入れを受けたが、中村関東都督は、すでに鉄嶺に駐屯する鉄道守備隊から歩兵一個小隊を現地に急派し、またさらなる増派を参謀本部に要請していた。これに対して、日本の増派によって事態が日中間の大規模な武力衝突にまで発展することを懸念した張作霖は、あくまで自らの責任において、日本側との協議によって事態を収拾しようとしていた。また石井外相も、一五日、増派は中国軍第二八師団が日本兵を包囲しているため、日本としても穏便に事態を解決したいとの希望を表明した。⁽¹⁾

同日、北京では、前日一四日に着任したばかりの林権助公使が、着任挨拶を兼ねて陳錦濤外交総長代理を訪ね、鄭家屯の日本兵に対する攻撃の停止を要求した。これに対して陳は、戦闘はすでに停止されているとして、さらに翌一六日には、陳が林公使に面会を求め、第二八師団はすでに鄭家屯から撤退しており、日本においても穏便な解決に応じるよう要請するとともに、奉天現地における解決を希望した。また同日、奉天においても、矢田は、張作霖より、第二八師団はすでに撤退を命じられ、鄭家屯から撤退しているとの通報を受けた。⁽²⁾

このように、事態は拡大することなく鎮静化していったが、石井外相は、日本側でも河瀬巡查ほか死傷者が多数に上っていることから、現地において解決することには疑義があるとして、林公使には、真相を明らかにした上で、奉天現地で解決交渉を行うかどうかを判断したいと伝えた。⁽³⁾ 石井外相としては、奉天現地での交渉は、矢田と張との間で行われることに鑑みれば、総領事代理にすぎない矢田に張との交渉を委ねることができなかった

ことも、奉天における解決交渉には応じられないとした理由ではなかったかと思われる。

九月六日、林公使は、「河瀬巡査が従来の慣行とは云いながら当該地方官憲に交渉することを為さず、直接軍隊に向かいて談判を試みるとし、剩え其の行動の頗る常軌を逸したるものあり」と批判し、「本使の最も不審に堪えざるは、我外務省巡査が斯かる場合に於いて何等出兵を要求し得る権限無きに拘らず、守備隊長が軽々しく之に応じたる点」として、軍事力を背景に中国と交渉することの妥当性について、また「鄭家屯には我兵員を駐屯せしめ得る権利あるや否や甚だ疑わしき地方」として、そもそも鄭家屯に日本軍が進駐する法的根拠について疑問を投げかけ、日本はこの機に中国側に過剰な要求を行うのではなく、あくまで穏便に解決をはかるべきことを意見具申し⁴⁾た。

八月二十九日、第二次大隈重信内閣は、鄭家屯事件解決方針について、第一に中国軍第二八師団長に対する懲戒、第二に第二八師団の行為に対して直接の責任ある将校の処分、第三に多くの邦人の進出する都市での日本人警察官常駐などの要求を決定し、九月二日、林公使はこれを陳外交総長代理に通告した。石井外相としては、二年前の大正三年八月一七日に鄭家屯近郊において起きた陸軍部隊に対する現地農民、警官等による銃撃事件を想起し、改めて事件を穏便に解決したいと考えたが、陳は、中国側の事情調査が終了していなかったことから、同調査が終了した上で日本からの提案を仔細に検討したいとして、直ちに交渉を開始することに応じようとはしなかつた⁵⁾。

張作霖は、矢田には、事件発生の責任が中国側にあることを認めていたものの、林公使が陳外交総長代理と会談した際に、張は、矢田に述べたこととは逆に、その責任は日本側にあると報告していたことが明らかにされたため、石井外相は、九月二日、矢田に対して、張の考え方について改めて聴取するよう命じた。張作霖は、矢田に対して日本が事件の発生と関係ない中国軍部隊や巡警の撤退まで要求したことへの不満を示し、また陳外交総長代理は革命派であるため、自分自身とは相容れない関係にあると弁明し、事件の穏便な解決への希望を述べた。

しかし、同四日のガセット紙に、張作霖が、「吾人は弱力愚鈍且統一を欠くも其の数や大なり日本人にして其の野心を棄てざるに於いては結局支那の爲め其の胃の腑破裂し帝国の滅亡を見るに至るべし」と述べた旨報じられたため、林公使は、矢田に重ねて張にその発言の真偽を確認するよう命じたが、張はこれには事実無根とするばかりで、張が自らの都合の良いように二枚舌を使っていることが明らかにされ、石井外相や林公使には、矢田が必ずしも十分に張作霖と接触できていないとも窺われたように思われる。

事件の解決交渉は、一〇月六日から北京において、林公使と陳外交総長代理との間で始められたが、林が事件の原因はあくまで中国側にあると主張したのに対して、陳はいわば「喧嘩両成敗」を主張したため交渉は難航した。⁽⁷⁾ また日本の要求の中には、一部警察権の日本への委譲や軍事顧問の雇用といった項目があり、張は、これを中国の主権にかかわる問題として、奉天省、吉林省各省議会で強い反対の意思を示すよう画策していた。このため矢田は、一月四日、林公使の指示に基づいて、張には、世論を刺激することなく、慎重に対処するよう注意を促した。しかし、張は、重ねていずれもそのような事実を否定したが、その裏では満州各地において反日運動を煽っており、各地における反日感情は高まる一方であった。⁽⁸⁾

一〇月九日に成立したばかりの寺内内閣寺内正毅首相兼外相は、一月一六日、改めて交渉の速やかな妥結を林公使に指示したが、一月二五日に開催された奉天省公民大会では、警察権問題および軍事顧問問題について譲歩するようなことがあれば、東三省のみならず、その災いは全中国におよぶとして、黎元洪大總統および段祺瑞國務総理に対して、中国が日本の要求に屈することがないよう強く要求することが決議された。このため、矢田は、一二月六日、改めて張に対して、交渉を穩便に妥結させるため、満州における反日感情を抑えるよう注意を喚起した。⁽⁹⁾

交渉は、翌六年一月二二日、矢田が奉天を離任した後、林公使と伍廷芳外交総長との間で、公文を交換して終

了する。日本は、警察権問題および軍事顧問採用問題については譲歩し、中国軍関係者の処分と、事件の発端となつて死亡した邦人売薬商吉本への慰謝料の支払いとともに、張が関東都督と在奉天総領事に謝罪することを認めさせた。鄭家屯事件は、二年前の銃撃事件が農民や警官など非軍事組織による陸軍部隊を標的としたものとは異なり、日中両国正規軍の間で起こつた最初の武力衝突であつただけに、日中両国ともその解決交渉には慎重に対応しなければならなかつたが、その間、矢田は張の言動に翻弄され続けていた。

- (1) 大正五年八月一三日、一四日、一五日、一六日在奉天矢田総領事代理発石井外相宛電報第三一九号、三二二号、第三二五号および三三八号。同一四日中村関東都督発上原参謀総長宛電報(番号不明)。同一五日石井外相発在華林公使宛電報第三一七号(以上、『外文』大正五―二、六三三、六三五、六四二、六四三、六四五および六四八)。
- (2) 大正五年八月一六日在奉天矢田総領事代理発石井外相宛電報第三三〇号、第三三三三号(以上、『外文』大五―二、六五〇および六五二)。
- (3) 大正五年八月一七日石井外相発在奉天矢田総領事代理宛電報第一一一号(『外文』大正五―二、六五六)。
- (4) 大正五年八月一八日、九月六日在駐林公使発石井外相宛電報第七四号、第七九五号(以上、『外文』大正五―二、六六三および九三九)。
- (5) 大正五年八月三十一日石井外相発在華林公使宛電報第三三五号。同九月二日駐華林公使発石井外相宛電報第七八五号(以上、『外文』大正五―二、六九六および六九九)。
- (6) 大正五年九月二日、四日、五日在奉天矢田総領事代理発石井外相宛電報第三八七号、第三九四号、第三九六号および第三九九号。同三日石井外相発在奉天矢田総領事代理宛電報第一三六号(以上、『外文』大五―二、七〇四、七〇七、七一〇、七一三および七一六)。
- (7) 大正五年九月一二日、一〇月七日駐華林公使発石井外相宛電報第八〇九号および第八三七号。同一一月一六日寺内首相兼任外相発在華公使宛電報第四六二号(以上、『外文』大正五―二、七二四、七三六および七七七)。交渉の開始が一〇月六日になつたのは、中国側の調査の終了を待っていたということもあるが、新外交総長が任命されるの

を待っていたためでもあった（九月二日駐華林公使発石井外相宛電報第八三二号、『外文』大正五―二、七三三）。

（8）大正五年一月二日、三日、四日在奉天矢田総領事代理発寺内首相兼任外相宛電報第四七九号、四八四号および同四八五号。同二日在吉林天野領事発寺内首相兼任外相宛電報第九二二号。同六日在奉天矢田総領事代理発寺内首相兼任外相宛公信機密公第二〇一号（以上、『外文』大正五―二、七四七、七五一、七五三、七五四および七五九）。

（9）大正五年一月二十九日、二月二日、六日在奉天矢田総領事代理発本野外相宛電報第五〇一号、五〇八号および五一三号（以上、『外文』大正五―一、七八一、七八三および七八八）。

（10）外交総長には、大正五年六月以来、唐紹儀が任じられていたものの、実際に唐は外交総長には就任せず、陳が外交総長代理を務めていた。一〇月になって陳は正式に外交総長に就任したものの、すぐに辞任し、その後、外交総長には夏詒霆が、さらに一月には伍廷芳が就任するなど、外交総長はめまぐるしく交代した。

五、むすび

大正五年九月二五日、矢田は在英大使館三等書記官を命じられ、同二九日、在広東総領事赤塚正助に奉天在勤が命じられたが、赤塚は奉天への赴任に先立って一時帰国することとしたため、実際に奉天に着任したのは翌六年一月九日となった。その間に、矢田は、一月二六日、在英大使館二等書記官に昇進し、赤塚の奉天着任後、事務引継ぎを行った上で、同一六日に奉天を離任した。矢田の奉天在勤は一年三カ月であった。¹⁾

矢田の奉天在勤は、落合前総領事の後任の発令が遅れたために、いわば臨時の措置として、後任総領事が着任するまでの間、総領事代理として在奉天総領事館の館長を務めるためであった。しかし、小村外相が落合前総領事に奉天在勤を命じた際は、関東都督との関係において、在奉天総領事の年次を上げることが必要との認識があったにもかかわらず、落合が離任するまでにその後任を発令することができず、総領事代理とはいえ、年齢の

上では落合より九歳も年少の矢田が起用されたため、関東都督との関係において、矢田は、小池や落合が総領事であった時代よりも、さらに関東都督の強い重圧の下に置かれることになった。

また落合前総領事の内報によって、第一次滿蒙獨立運動が失敗に帰したような状況においては、第二次滿蒙獨立運動を支援する参謀本部が、その工作の全てを矢田に知らせていたわけではなく、矢田はむしろ参謀本部や関東都督府の動きにも翻弄されていた。大正五年九月六日、林公使は、石井外相に対して、陸軍は、日中関係の現実を顧みることなく、在滿出先軍隊の行動の自由を許容していること、また鄭家屯事件発生後の翌日に、郭家店において陸軍の支援を受けた川島や大陸浪人が、巴布札布軍と宗社党と結び付けようと画策したことは、日本がこれらと内通しているかのごとき疑いを中国に与えたとして、外交案件に陸軍が容喙することを強く批判する意見具申を送った。そこには、外交問題を引き起こしかねない陸軍の行動に対して、外務本省の毅然とした対応を求める林や矢田の期待をみることができる。⁽²⁾

矢田が関東都督の強い重圧を受ける中で、中村関東都督が北滿州駐在領事の都督府事務官兼任を要求したことには、滿蒙獨立運動を支援し、その機会に乗じて滿州全域にその権限の行使を拡大しようとする参謀本部の意図が見え隠れしており、警察権の執行責任者としての在滿領事に対する指揮監督権のある関東都督に、陸軍の将官が任命される制度そのものを変えないかぎり、在奉天総領事を通じて、外交問題に関与しようとする関東都督を抑えることは難しいことが明らかになった。これが、二年後の大正八年四月に関東都督府が改組され、関東庁と関東軍とに政軍分離が行われる背景になったと考えられる。

矢田としては、総領事ではなく、総領事代理として在奉天総領事館を預かり、館務を掌理する立場にすぎなかったが、張作霖との交渉、張の動静に関する情報収集は、誰が在奉天総領事館の館長であっても、在奉天総領事館として遂行しなければならぬ館務であり、在奉天総領事館の館長として、張作霖とは密接な関係を形成し

ていなければならなかった。しかしながら張は、辛亥革命を通じて東三省の覇者としての地歩を築いてきたものの、革命政権の傘下に留まるのか、革命政権に対抗して東三省の独立を推進するののかについてはまだ自ら決めかねており、鄭家屯事件をめぐる解決交渉においても、日本との穏便な解決を求める一方で反日運動を煽るなど、矢田は張の言動に翻弄させられていた。

張作霖が、落合の離任以後、総領事代理にすぎない矢田を、どこまで自らのカウンターパートとして認識していたかは疑問があり、矢田が張に求めていたような密接な関係を築くまでにはいたっていなかったように思われる。矢田にとって、このような張との関係は、ややもすれば石井外相や林公使の信頼を失いかねず、そのため矢田の張に対する不信感もより深くならざるを得なくなったものといえよう。

矢田は、在英大使館勤務の後、在ロンドン、在サン・フランシスコ、在上海各総領事を歴任し、昭和四年一月には駐スイス公使となり、昭和九年二月に退官、その後、満州国参議として、再び満州に戻ってくることになる。

(1) 赤塚正助は、明治四五年四月以来、在広東総領事を務めており、落合が奉天を離任した大正四年九月当時ですでに着任後三年を経過し、落合と同じように異動の時期を迎えていた。また赤塚と小幡は第七回外交官領事官試験同期合格であることからすれば、小幡が在華公使館勤務を命じられた際に、小幡に代わる落合の後任として、赤塚の起用も内定していたように思われる。しかし、赤塚は、広東において袁世凱の帝政移行阻止の活動に関与していたと思われるように、広東現地との関係において直ちに奉天に転動することができず、このため、当初は短期間と見込まれていた矢田の奉天在勤が、結果として当初の予定よりも長引くことになったものと考えられる。

なお、赤塚は、大正五年九月二五日に奉天在勤を命じられた後、二七日に広東から奉天への赴任途次、私用のため一時帰国を稟請し、それが認められたため、一〇月一三日に広東を離任し、帰国したが、赤塚が奉天に赴任のた

め東京を出発したのは一二月二六日になり、さらにその途次、郷里の鹿児島県大隈にて年末年始を過ごすこととしたため、奉天着任は一月九日になった。

(2) 大正五年九月六日在華林公使發石井外相宛電報第七九五号〔外文〕大正五―二、九三九。